

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「憲法的思考」
著者 / 所属	岡崎 慎吾 / 憲法審査会事務局
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	442号
刊行日	2022-2-4
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220204.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

憲法的思考

憲法審査会事務局長

おかざき しんご
岡崎 慎吾

日本国憲法が施行されてから、今年で75年を迎える。戦後政治のダイナミズムは、最高規範としての憲法との距離を見極めつつ、様々な政治課題に対する議論を惹起し、その運用に影響を及ぼしてきた。この間、経済や社会の構造的変化に感応するように無数の憲法問題が生起し、その解決のために膨大な数の憲法判例が蓄積し、研究者による多様な学説が形成されてきた。こうした現在の憲法秩序が形成される過程で、主権者である国民と憲法との距離はどこまで接近し、その関係はどれほど深化してきたのであろうか。

二十数年前に在米公館に勤務していた頃、ベアテ・シロタ・ゴードン氏と接する機会があった。かつてGHQ民政局に所属し、憲法第24条の起草に関わったとされる彼女の日本への招請に向けた交渉が目的であった。開口一番に尋ねられたのは、我が国における女性の権利保障の現状だった。男女共同参画社会基本法が施行され、男女の実質的平等実現に向けた基本理念が示された当時の日本の状況を説明したものの、その厳しい質問の内容から、人権保障の拡充に向けた時代を超えた熱意に圧倒される思いであった。我が国では、その後も女性活躍推進法等の法整備が進んでいるが、ジェンダー・ギャップ指数等が示す現状に鑑みれば、同条に基づく権利保障の更なる実質化に向けた課題に今後も取り組み続けなければならない。

ゴードン氏との交渉を行ったのと同じ頃、国政選挙のうち比例代表選挙に限定した在外選挙制度が導入され、米国の現地公館でもその立ち上げに奔走した。それまでは日本と同じ投票環境を整備するのは技術的にも困難であるとされてきたため、海外に居住する有権者は、主権行使の最も重要な手段である選挙権を行使できない状況にあった。それがインターネット等のIT技術の進展もあって、不十分ながらもその行使が可能になった。技術革新が憲法上の基本権保障を後押しする役割を担った形だが、最高裁判決の影響もあり、その後も在外における選挙制度等は更に充実していく。このように、社会的環境の変革が進んでいく中で、これまで半ば放置されてきたり見過ごされてきた憲法上の権利保障が実現したり、従来の人権保障の在り方を見直すことによって、現代社会により適合した権利保障が確立されていく可能性は、今日の社会生活の中に身近に存在しているといえよう。

我々が生きる現代社会と憲法の関わりについて、自らを取り巻く社会や生活環境の中で不断に向き合い思索することを憲法的思考と呼ぶならば、そうした憲法的思考を日常的な意識の中に定着させることは、より良い権利社会の実現に向けた静かではあるが力強い原動力になるであろう。日々生起する憲法問題について、憲法訴訟の当事者や憲法研究者たちが取り扱う遠い世界の出来事としてではなく、我々が正に直面している現実的課題として認識することこそ、この憲法的思考のための第一歩である。